資料１－１

財　関　第１３４０号
令和８年11月20日

関税・外国為替等審議会会長
神　作　裕　之　殿

財務大臣　片 山 さ つ き

不当廉売関税の課税について

関税定率法第８条第１項及び第２項の規定に基づき、別紙のとおり、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して不当廉売関税を課することについて、不当廉売関税等に関する政令第20条の規定に基づき諮問する。

（別紙）

関税定率法第８条第５項の調査の結果、大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板について、不当廉売がされた貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、同条第１項の規定に基づき、以下のとおり不当廉売関税を課する。また、令和８年８月８日から同条第９項第１号の規定に基づき、暫定的な不当廉売関税が課されている貨物についても、同条第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に基づき、不当廉売関税を課する。

１．貨物の供給国

韓国及び中国

２．課税対象貨物

溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板

３．税率（一般の関税のほかに課する不当廉売関税の税率）

貨物の供給国	税　　率
韓国	３８．０％（※1）
中国	５５．３％（※2）

（※1）POSCO CO.,LTD.により生産されたものにあっては、２９．２％
SEAH COATED METAL CORPORATION及びDONGKUK COATED METAL CO.,LTD.により生産されたものにあっては、３０．６％

（※2）ANGANG STEEL CO., LTD.、WUHAN IRON & STEEL CO., LTD.、GUANXIAN CHUANGSHENG NEW MATERIALS CO., LTD.、TIANJIN ROLLING-ONE STEEL CO., LTD.、BAOSHAN IRON & STEEL CO., LTD.、BAOSTEEL ZHANJIANG IRON & STEEL CO., LTD.、BX STEEL POSCO COLD ROLLED SHEET CO., LTD.、BENGANG STEEL PLATES CO., LTD.及びRARE EARTH STEEL PLATE CO., LTD.により生産されたものにあっては、５０．１％

４．期間

５年